

## ～ 大切な生命と財産を火災から守るために ～

消防法と袋井市森町広域行政組合火災予防条例により、  
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

戸建住宅、店舗併用住宅の住宅部分、寮、アパート、マンションなどすべての住宅が対象です。

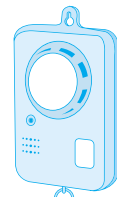
**Q?** なぜ、設置が必要なのですか？

**A!** 火災の早期発見により、大切な命や財産を守ることが出来るからです。

建物火災による死者のうち、8割が住宅の火災から発生しています。そして、火災により亡くなった人の4割は、火災発見の遅れが原因でした。



天井・壁取付型



壁取付型

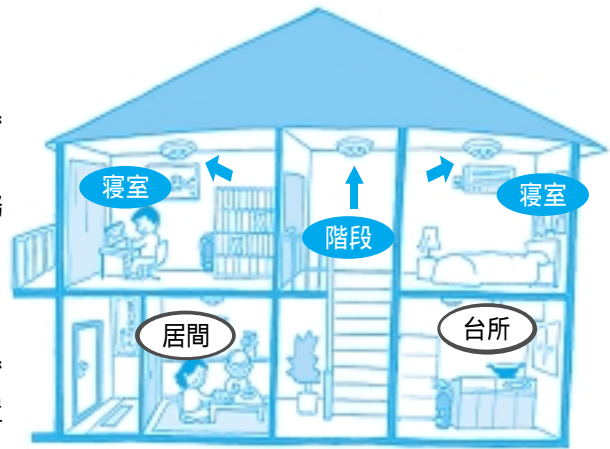
**Q?** いつまでに設置しなければならないのですか？

**A!** 今お住まいの住宅には、平成21年5月31日(日)までに設置が必要です。

新築や改築する住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。

**Q?** どの部屋に設置すればいいのですか？

**A!** 寝室や寝室が2階にある場合の階段に設置が必要です。台所や居間、避難経路となる廊下などにも設置すると、さらに安全です。



● = 設置が必要な場所 ○ = 設置をお薦めする場所

**Q?** どこで購入できるのですか？

**A!** 消火器を販売している消防設備取扱店やメーカーのホームページなどで購入できます。また、ホームセンターや家電量販店などでも取り扱っています。

**Q?** 私の部屋には、自動火災報知設備が付いています。それでも設置が必要ですか？

**A!** すでに自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋などは、火災警報器の設置は不要です。

火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。

感度や警報音量など基準に合格しているものは、日本消防検定協会の鑑定マーク(右図)が付いていますので、購入の目安としてください。



悪質な訪問販売にご注意ください!

消防職員が「住宅用火災警報器」や「消火器」を販売することはありません。火災警報器はクーリングオフの対象です。



住宅用火災警報器の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

☎袋井消防本部予防課予防係 ④44-5114